

熊本市特別支援教育就学奨励費支給規則

平成27年12月25日

教委規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨に基づき、小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費(以下「奨励費」という。)の支給について必要な事項を定めることにより、もって教育の機会均等に寄与し、本市の特別支援教育の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小中学校 熊本市の設置する小学校又は中学校をいう。
- (2) 特別支援学級 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。
- (3) 通級指導教室 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条に規定する特別な教育課程による指導を行うための教室をいう。
- (4) 児童生徒 法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
- (5) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号。以下「政令」という。)第2条第1項に規定する世帯の収入額をいう。
- (6) 需要額 政令第2条第1項に規定する世帯の需要額をいう。

(支給対象者)

第3条 奨励費の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する児童生徒の保護者とする。

- (1) 小中学校に就学する児童生徒であって、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの。
- (2) 小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒
- (3) 小中学校の通級指導教室に通学する児童生徒

(支給費目及び支給金額の基準等)

第4条 奨励費は、予算の範囲内において、支給対象者に対して支給する。

2 奨励費を支給する費目及び支給する金額の基準は、教育長が別に定める。

(他の法令等による支給との調整)

第5条 支給対象者のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定により教育扶助を受けている者又は熊本市就学援助規則(平成27年教委規則第10号)の規定により就学援助を受けている者(以下「就学援助等受給者」という。)に対しては、当該教育扶助又は就学援助を受けている部分に相当する奨励費の支給は、行わない。

(対象期間)

第6条 奨励費の対象となる期間は、申請があった日の属する年度の初日（年度の中途に転学等の理由により第3条の支給対象者となった場合は、その事実が発生した日）から当該年度の末日までとする。

(申請)

第7条 奨励費を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特別支援教育就学奨励費申請書兼収入額・需要額調書（以下「申請書」という。）に教育長が別に定める必要な書類を添えて、教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、児童生徒の在籍する学校の校長（第3条第3号に規定する通級指導教室に進学する児童生徒にあっては通級指導教室が設置されている小中学校の校長。以下「校長」という。）を経由して行うものとする。

(審査)

第8条 委員会は、前条の申請があったときは、その内容について審査し、その結果について、校長を経由して、申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の方法は、教育長が別に定める。

(認定)

第9条 委員会は、申請者が前条の審査により支給対象者に該当した場合は、教育長が別に定める支弁区分のいずれかに認定する。

2 委員会は、前項の支弁区分の認定について、校長を経由して、支給対象者に通知するものとする。

3 前項の通知は、前条第1項の通知とあわせて行うことができる。

(支給方法)

第10条 奨励費は、奨励費の支給の認定を受けた者（以下「認定者」という。）に金銭を支給する方法により行う。この場合において、認定者は、教育長が別に定める方法により、奨励費に係る請求その他の手続を校長に委任することができる。

(辞退の届出)

第11条 認定者は、奨励費を辞退しようとするときは、教育長が別に定める届出書により、校長を経由して、委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定は、第7条の申請者が第9条第2項に規定する認定の通知がなされるまでの間に、申請を取り下げようとする場合に準用する。

(奨励費の廃止)

第12条 奨励費は、次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、廃止する。

- (1) 第3条各号に規定する支給対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 認定者から奨励費を辞退しようとする旨の届出があったとき。
- (3) 認定者が虚偽の申請その他不正な行為により奨励費の支給を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、奨励費の必要がなくなったと委員会が認めたとき。

(奨励費の返還)

第13条 委員会は、前条第3号に該当するときその他委員会が返還を要すると認めるときは、認定者に対し、奨励費の返還を求めることができる。

(様式)

第14条 この規則の規定により必要とする様式は、教育長が別に定める。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本市特別支援教育就学奨励費支給要綱

制定	平成 7 年 4 月 1 日	教育長決裁
改正	平成 19 年 4 月 1 日	教育長決裁
	平成 22 年 10 月 1 日	学務課長決裁
	平成 23 年 5 月 24 日	学務課長決裁
	平成 24 年 11 月 13 日	教育長決裁
	平成 25 年 6 月 20 日	教育長決裁
	平成 25 年 8 月 30 日	総合支援課長決裁
	平成 26 年 4 月 1 日	教育長決裁
	平成 28 年 3 月 31 日	教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市特別支援教育就学奨励費支給規則（平成27年教委規則第11号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、特に定めるもののほか、規則で使用する用語の例による。

(支給費目及び支給金額の基準)

第3条 規則第4条第2項及び第9条に規定する支給する費目及び金額の基準並びに支弁区分は、別表のとおりとする。

(申請)

第4条 規則第7条の特別支援教育就学奨励費申請書兼収入額・需要額調書（以下「申請書」という。）は様式第1号のとおりとする。

2 規則第7条に規定する必要な書類は、次の各号のうちのいずれかとする。

(1) 世帯全員の収入状況を証明するもの

(2) 特別支援教育就学奨励費に係る個人番号届出書（様式第2号）

3 前項の規定にかかわらず、申請があった日の属する年度の前年度の12月末日に熊本市に住所を有していたときは、前項に規定する書類の提出を省略することができる。

(審査の方法)

第5条 規則第8条の審査は、規則第7条に基づき提出される申請書を、学校から提出される特別支援学級又は通級指導教室の名簿と照合することにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、規則第3条第1号の支給対象者としての認定を受けようとする者は、特別支援教育就学奨励費審査願（様式第3号）及び必要な書類（以下「審査願等」という。）を児童生徒が在学する学校の校長に提出するものとする。

3 校長は、申請者から前項の審査願等の提出があったときは、特別支援教育就学奨励費（通常学級分）審査に係る意見書（様式第4号。以下「意見書」という。）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

4 教育委員会は、前2項の規定により校長から審査願等及び意見書の提出があったときは、熊本市就学支援委員会条例（昭和53年3月31日条例第15号）第1条に規定する就学支援委員会に聴取を行い、その意見に基づき審査を行う。

(支弁区分)

第6条 規則第9条に掲げる支弁区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第 区分 収入額が需要額の1.5倍未満

(2) 第 区分 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満

(3) 第 区分 収入額が需要額の2.5倍

(委任)

第7条 規則第10条に規定する支給の手續に係る校長への委任は、委任状兼口座振替依頼書（様式第5号）の提出によって行うものとする。

(届出等)

8条 規則第11条に規定する届出書は、特別支援教育就学奨励費辞退届（様式第6号）とする。

- 附 則
この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成24年11月13日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成25年6月20日から施行し、平成25年4月1日より適用する。
- 附 則
この要綱は、平成25年8月30日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

熊本市特別支援教育就学奨励金各費目及び支給額

支給する費目	支弁区分	金額の基準	
		小学校	中学校
給食費	第・区分	実費 × 1/2	
通学費	第・区分	実費	
	第 区分	実費 × 1/2	
修学旅行費	第・区分	実費 × 1/2 (但し、国の定める補助対象限度額を上限とする)	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	第・区分	実費 × 1/2 (但し、国の定める補助対象限度額を上限とする)	
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	第・区分	実費 × 1/2 (但し、国の定める補助対象限度額を上限とする)	
学用品・通学用品購入費	第・区分	実費 × 1/2 (但し、国の定める補助対象限度額を上限とする)	
新入学児童生徒学用品 通学用品購入費	第・区分	実費 × 1/2 (但し、国の定める補助対象限度額を上限とする)	
職場実習交通費	第・区分		実 費
	第 区分		実費 × 1/2
交流学习交通費	第・区分	実 費	
	第 区分	実費 × 1/2	

様式第1号

特別支援教育就学奨励費申請書 兼 収入額需要額調書

熊本市教育委員会 様

学校番号	学年	台帳番号

(学校への提出日) 年 月 日

特別支援教育就学奨励費支給規則(平成27年教委規則第11号)第7条第1項に基づき、下記のとおり特別支援教育就学奨励費の支給を申請します。
また、特別支援教育就学奨励費支給のために必要である場合、熊本市教育委員会が市県民税(所得・課税)及び住民基本台帳の調査を行うことに同意します。

保護者(申請者)等氏名		住 所			児 童 生 徒 氏 名			該 当 す る 場 合 は		学 校 長 認 印 (私 印)	
フリガナ 氏名 (印)		12月末日と現住所に相違がある場合は()内に旧住所を記載 ()			フリガナ 氏名 (年 月 日 生)			生活保護受給 就学援助受給			
世帯の収入状況				世帯(生計を同一にするもの)の状況(<u>年12月末日現在</u>)				需 要 額 等			
氏 名		生年月日		年12月末日の在学学校名・学年		教 育 扶 助 基 準			生 活 扶 助 基 準		
		(満年齢)		(特別支援学級通学の有無)		通 学 費	学 校 給 食 費	基 準 額	第 1 類	期 末 一 時 扶 助	第 2 類
所得 控 除 前 の	総所得金額	年 月 日 (歳)	(有 ・ 無)	円	円	円	円	円	f(基準額)		
	退職所得金額	年 月 日 (歳)	(有 ・ 無)	円	円	円	円	円	g(地域別冬季加算額)		
	山林所得金額	年 月 日 (歳)	(有 ・ 無)	円	円	円	円	円	h 住宅扶助基準		
	計 A	年 月 日 (歳)	(有 ・ 無)	円	円	円	円	円	i 需要額 (a~hの合計)		
所得 控 除	社会保険料	年 月 日 (歳)	(有 ・ 無)	円	円	円	円	円	収入額 需要額		
	生命保険料	年 月 日 (歳)	(有 ・ 無)	円	円	円	円	円	F i =		
	地震保険料	年 月 日 (歳)	(有 ・ 無)	円	円	円	円	円	支弁区分		
計 B	年 月 日 (歳)	(有 ・ 無)	円	円	円	円	円	区分 区分 区分			
所得額(A-B)	C	年 月 日 (歳)	(有 ・ 無)	円	円	円	円	円			
所得月額(C×1/12)	D	年 月 日 (歳)	(有 ・ 無)	円	円	円	円	円			
障害者加算控除 (保護基準により算定)	E	年 月 日 (歳)	(有 ・ 無)	円	円	円	円	円			
収入額(D-E)	F	合 計			a	b	c	d	e		
(通学費明細)通学費を要した者ごとに、前年度に受給した通学費の金額(年額)を記入すること。						都道府県の地域別区分: 地域の級地区分:2-1			特記事項		

学校番号	学年	台帳番号
小・中		

様式第2号

特別支援教育就学奨励費に係る個人番号届出書

熊本市教育委員会 様

_____年度熊本市特別支援教育就学奨励費の経費の支弁に関する事務に必要な世帯全員の個人番号を、下記のとおり届け出ます。

また、特別支援教育就学奨励費支給に係る経費の支弁に関する事務について、下記の個人番号を利用して、市県民税等の調査を熊本市教育委員会が行うことに異議ありません。

記

	氏名	個人番号
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

同一生計世帯全員（特別支援教育就学奨励費申請書兼収入額需要額調書に記載した世帯全員）について記載して下さい。

年 月 日

住 所 _____

保護者氏名 _____ 印 _____

様式第 3 号

特別支援教育就学奨励費審査願

熊本市教育長 様

熊本市特別支援教育就学奨励費支給要綱第 5 条第 2 項に基づき、特別支援教育就学奨励費審査願を提出しますので、審査をお願いします。

なお、特別支援教育就学奨励費の審査にあたり必要がある場合は対象児童生徒の障害の程度や関係機関への相談歴等の個人情報を見ることがあります。

申 請 年 月 日	年	月	日
住 所			
児 童 生 徒 氏 名			
保 護 者 氏 名			印

添付書類

以下の手帳をお持ちの場合はその写しを添付して下さい。

療育手帳 (写し)

身体障害者手帳 (写し)

学 校 記 入 欄		
学番・学校名		
担当者職・氏名		
連絡先		

熊本市教育長 様

学校長

印

特別支援教育就学奨励費(通常学級分)審査に係る意見書

このことについて、(児童生徒氏名) に係る特別支援教育就学奨励費審査願が提出されましたので審査に係る意見書を提出いたします。

記

審査願 受領年月日	年 月 日	ふりがな 保護者氏名			
ふりがな 対象児童生徒 氏 名		対象児童生徒 生年月日	年 月 日	年・組	年 組
就学指導委員会 審議歴の有無	有 ・ 無 ・ 不明	療育手帳・身体障 害者手帳の有無	・療育手帳 (有 ・ 無) ・身体障害者手帳 (有 ・ 無) 有の場合は写しを提出して下さい。		
相 談 歴		診断名等			
知能検査・学力テストの結果等					
具 体 的 な 課 題					
学 校 記 入 欄					備 考
学習面					
生活面					
対人関係					
その他の行動特徴					
【 学 校 長 所 見 】					

「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を添付してください。

担当者職・氏名 _____ 電話番号 _____

学校番号	
小・中	

様式第 5 号

委任状兼口座振込依頼書

平成 年 月 日

熊本市長 様

私は、熊本市立_____学校長を代理人と定め、熊本市特別支援教育就学奨励費支給要綱により支払われる奨励費の請求、受領及び過誤払金の返納に関する権限を委任します。

記

児童生徒氏名	
住所	
申請者（保護者）氏名	印

学校長から保護者口座へ振り込む場合は、以下の口座に振り込んでください。

銀行名	肥後銀行	支店番号			
支店名 (漢字で記入)	支店	(3桁数字)			
口座番号 (7桁迄の数字・右詰めで記入)					
預金者名(口座名義) (カタカナで記入)					

学校処理欄	年度	1年時	2年時	3年時	4年時	5年時	6年時
	台帳番号						
	確認欄						

毎年度保護者に振込口座の変更がないかを確認し、変更なしの場合は確認欄にチェックを入れてください。

様式第 6 号

学校記入欄	学校番号	台帳番号
	小・中	

通級の場合は設置校番号を記載

特別支援教育就学奨励費辞退届

熊本市長 様

私は、平成_____年度熊本市特別支援教育就学奨励費の受給を辞
退いたします。

年 月 日

住所

保護者氏名

印

児童生徒氏名